

# 会員規約

## 第1条(名称)

本ゴルフシミュレーター施設は、「BasEGOLF」(以下、「本施設」という。)と称す。

## 第2条(運営および管理)

本施設は、関綜エンジニアリング株式会社が運営・管理を行う。

## 第3条(会員)

- 1 本施設はビジターを除き会員制とし、個人会員・法人会員の二制とする。
- 2 入会を希望する方および法人は本規約を承認し、施設利用規約に基づき諸施設を利用することができるものとする。
- 3 会員が本施設を利用する時は、会員証を掲示するものとする。
- 4 法人会員の利用対象者は、その法人の満20歳以上の社員とする。

## 第4条(会員資格)

- 1 本施設の入会資格は以下の通りとする。
  - (1) 暴力団・組織、反社会団体に関与していない方および法人。
  - (2) 医師等により運動を禁じられていない方、又は妊娠されていない方。
  - (3) 健康状態に異常がなく、施設・設備の利用に耐えられると本施設が認めた方。
  - (4) 過去に本施設より除名の通告を受けていない方および法人。
- 2 会員資格および会員証は、これを他に譲渡・転貸・転売することはできない。
- 3 個人会員は、満20歳以上の方とする。

## 第5条(会員資格の喪失)

会員は、以下の場合に会員資格を喪失する。

- (1) 会員が退会したとき。但し、事前に本施設に所定の届出を行うものとする。
- (2) 会員が除名されたとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 法人が解散したとき。
- (5) 経営上重大な理由等により、本施設を閉鎖したとき。

## 第6条(入会手続き)

- 1 本施設へ入会を希望する時は所定の手続きを行い、本施設の承認を得た上で所定の月額料金を利用開始前日に本施設に支払うものとする。
- 2 法人会員の利用開始日は、入会後翌月1日からとする。
- 3 第4条を満たし、当該入会手続きを完了したものを会員と称する。

## 第7条(月額料金および年額料金)

- 1 個人会員は毎月期日までに所定の月額料金を支払い、利用するものとする。
- 2 法人会員は毎年期日までに所定の年額料金を支払い、利用するものとする。
- 3 会員以外の他に譲渡・転貸・転売することはできない。

## 第8条(除名)

下記の事項に1つでも該当する場合、会員たる資格の一時停止、又は除名できる。除名された会員は以後施設利用ができず、既に支払った諸費用は理由を問わず一切返金しないものとする。

- (1) 本規約、その他本施設の定める規則に違反したとき。
- (2) 施設又は施設内器材等を故意に棄損したとき。
- (3) 他の会員又はスタッフに対する暴力行為、誹謗中傷、セクハラ行為を行ったとき。
- (4) ストーカー行為、無許可での営業活動、布教活動、その他の勧誘行為およびそれに類似する行為があったとき。
- (5) 無許可での写真撮影、ビデオ撮影、録音等の行為があったとき。
- (6) 無許可で共用施設以外の場所へ入室が故意に行われたと本施設が判断したとき。
- (7) 本施設の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (8) 料金等諸費用の支払を怠ったとき。
- (9) その他会員としてふさわしくないと認められたとき。

## 第9条(退会)

会員都合により退会する場合、返金は行わない。

## 第10条(キャンセル、日程変更)

会員は予約キャンセルを自身で行うものとする。

## 第11条(規約の変更と告知)

本規約に変更が生じた場合は、本施設にて掲示をもって告知する。また本規約の改正及び変更は本施設の定めるところによるものとし、その効力は全会員に及ぶものとする。

## 第12条(撮影の協力)

- 1 本施設は防犯カメラを設置するが、プライバシーを遵守し、公開は一切行わない。問題発生時に検証、確認が必要な場合に限り利用する。
- 2 法的手続きに則って開示請求されない限り、第三者には開示しないものとする。
- 3 会員は、第1項および第2項に了承し、入会する。

## 第13条(料金等の変更)

本施設は、本規約に基づいて会員が支払うべき料金等を諸般の事情により、変更することができる。変更が生じた場合は、ホームページ又は本施設の掲示等にて通知する。

## 第14条(利用規約)

- 1 本施設の施設利用規約は別途設ける。
- 2 会員は施設利用規約を遵守する義務を負う。

## 第15条(協議)

上記条の解釈、又は本規約に規定なき事項について疑義が生じた場合、本施設と会員はその都度誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。

## 第16条(合意管轄)

本規約に関する一切の訴訟については、関綜エンジニアリング株式会社の本店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。